サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件

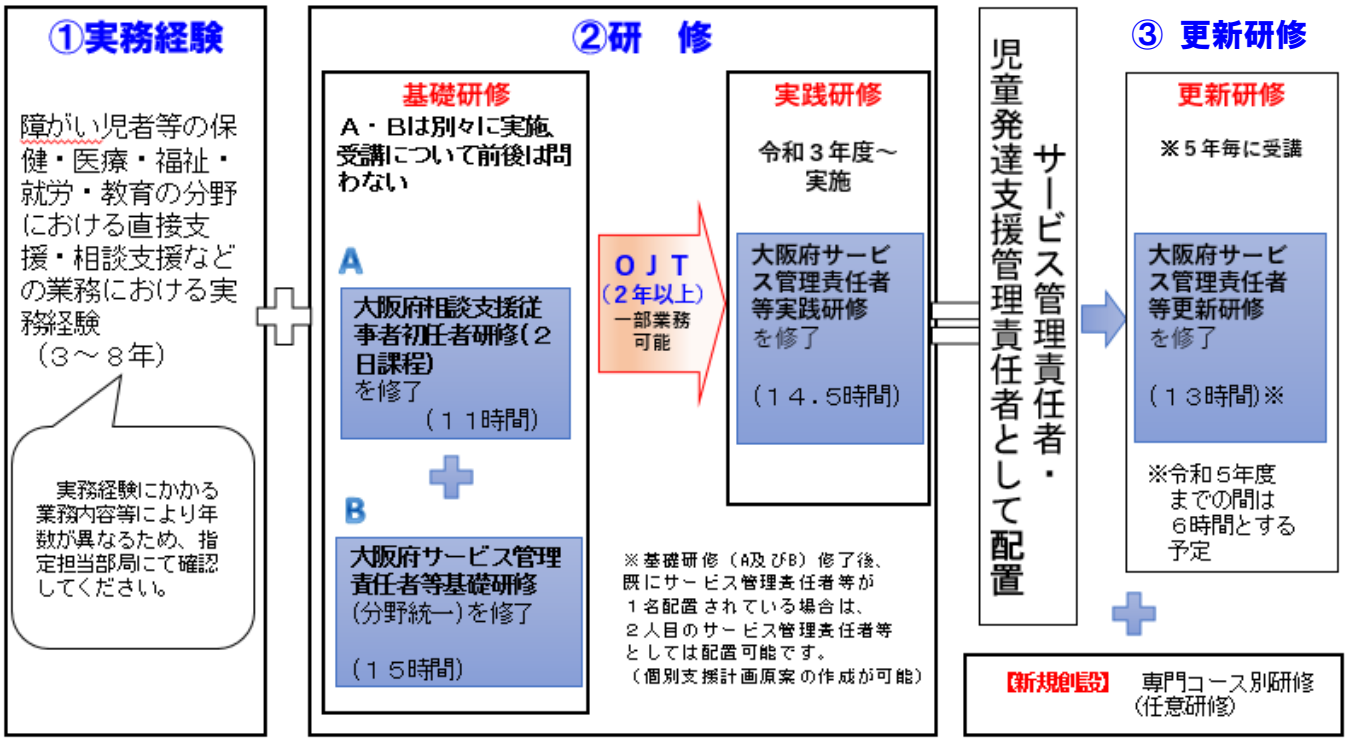

(注)研修の受講要件
・基礎研修:障がい児者等の保険・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(1～6年)がある
・実践研修:基礎研修(A及びB)の研修修了後、過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
・更新研修:①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

① 実務経験

大阪市内の指定障がい福祉サービス事業所並びに指定障がい児通所支援事業所等にて従事される場合に、大阪市が確認する実務経験については本市ホームページ 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ を御参照ください。

② 研修

（基礎研修）

研修受講に必要な実務経験年数は、基礎研修については実務経験を満たす２年前から受講可とされていますが、詳細は研修を実施する都道府県にお問い合わせください。

基礎研修修了者は、今後サービス管理責任者等の業務を担うことが予定されることから、個別支援計画の原案作成業務を担うことができます。（令和元年８月１９日サービス管理責任者等研修の 見直しに関するＱ＆Ａ・問１回答参照）

問１　基礎研修修了後、実践研修受講に必要な通算２年間以上の業務とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）が行う個別支援計画の原案作成に係る業務に限られるのか。

（答）基礎研修修了者は、今後サービス管理責任者等の業務を担うことが予定されることから、実践研修受講に当たって必要な実務経験は、主として個別支援計画の原案作成等に係る業務を担うことを想定しているが、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。）」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号。以下「児童発達支援管理責任者資格要件告示」という。）」（以下これらを「告示」という。）において、「相談支援の業務又は直接支援の業務」としており、必ずしも個別支援計画の原案作成等の業務のみに限られるものではない（サービス管理責任者資格要件告示第１号イの（２）の（二）の ａ 及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第２号のロの（１）参照）。

（実践研修）

基礎研修修了後、実践研修受講に必要な通算２年間以上の業務とは、過去５年間に２年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験のことを言います。

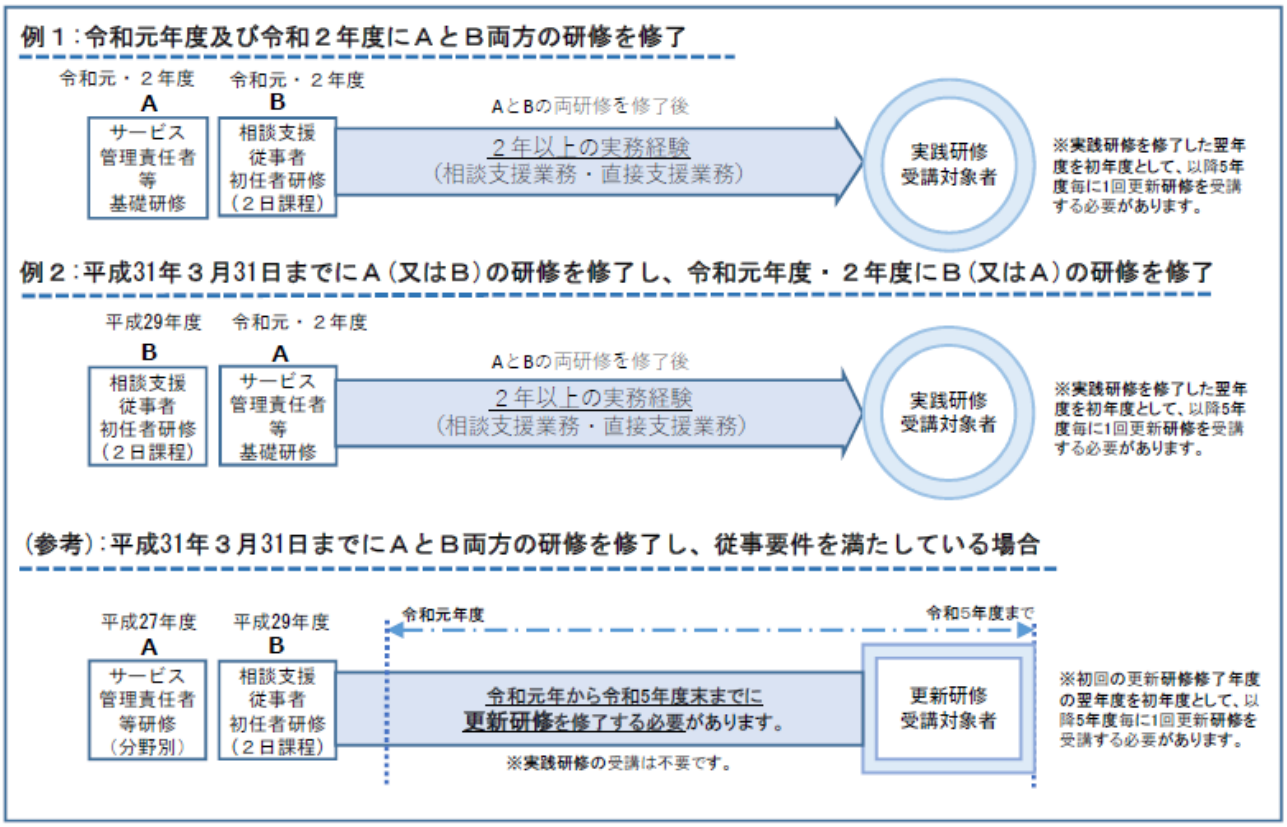

③ 更新研修

サービス管理責任者･児童発達支援管理責任者更新研修受講のイメージ

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修は、実践研修を修了した翌年度を初年度とする５年度ごとの各年度末日までに、受講する必要があります。例えば、2021（令和３）年度に、実践研修を修了した方で、引き続きサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、2022（令和４）年度から2026（令和８）年度までの間に更新研修を修了する必要があります。
2026（令和８）年度までに更新研修を修了しなかった場合は改めて実践研修を修了しなければなりません。

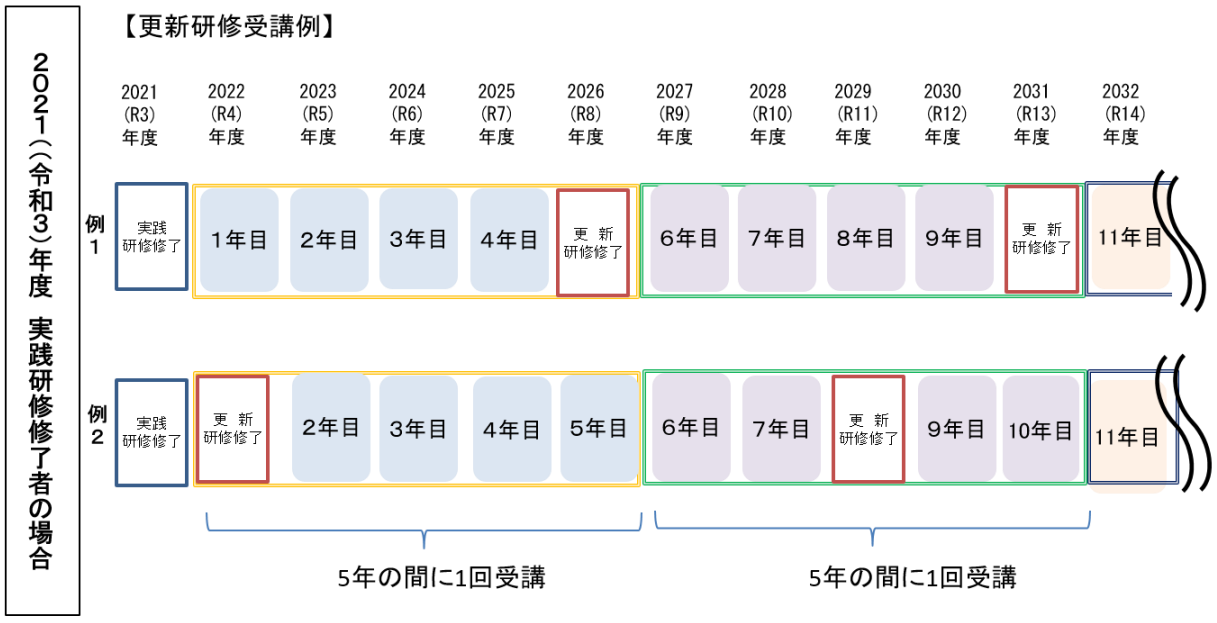

児童発達支援管理責任者更新研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けることができなかった場合は、児童発達支援管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となります。